

後継者へ経営のバトンを渡しやすくするための

特例事業承継税制

贈与税・相続税 100%猶予が受けやすくなりました！

■ 法人版：事業承継税制 ■



後継者が非上場会社の株式を贈与又は相続により取得すると、**原則として「贈与税や相続税」を納めなくてはいけませんが、事業承継が円滑に進まない為、制度が見直され、条件が緩和されました。**

利用者にとって大変有用な制度が新設されました。
それが「**特例事業承継税制**」です。



特例事業承継税制の重要ポイント



「**特例承継計画書**」の作成及び事前提出が**必須条件**

提出期限：2026年3月31日（計画書の提出期限）

- * 計画書を作成し期限内に提出をしておくことで利用できる制度
- * 計画書の提出を行った場合でも必ずこの制度を利用しなくてはいけないということではありません。**制度が利用できる「通行証」を準備しておくことが重要ポイントです！**

【制度利用のメリット】

- 相続税・贈与税の全額猶予・免除
- 株価対策を行わなくても税負担が軽減される
- 自社株対策が不要
- 後継者が納税資金を準備する必要がなく、経営に集中できる
- 事業資金に集中できる
- 納税資金を事業投資（DX化、新規事業など）に回せる
- 代々の承継でも免除が継続 2代目から3代目への承継でも、初代からの贈与税の猶予及び免除

【デメリット】

- 書類の準備が煩雑
- 10種類以上の書類を収集・提出する必要がある
- 定期的な報告義務
- 都道府県・税務署への報告を怠ると猶予が取り消される
- 制度が複雑で対応できる税理士が限られている

エム・エム・アイは、計画書の作成・申請等
サポート体制が整っています！



贈与 前	重要事項：贈与の前に代表権の委譲が必要です
贈与 時	・2027年12月31日までの贈与が対象です。 ・後継者は贈与時において、役員に就任している必要があります。 ・都道府県に「円滑化法の認定」の申請し、認定を受ける必要があります。 ・贈与税の申告が必要です。 ・一人の贈与者からの贈与は一回に限り適用されます。
贈与 後	・贈与税の申告期限から5年間、その後継者はその株式を保有し続け、代表者としてその事業を継続しなければなりません。 ・5年経過後にその株式を売却したり、会社を解散したりした場合、その割合だけ納税猶予が打ち切れ、贈与税及び利子税を納付しなければなりません。（一定の場合、一部免除されます。） ・都道府県に「年次報告書」、税務署に「継続届出書」を定期的に提出する必要があります。
相続 時 贈与者が 亡くなったとき	・猶予されていた贈与税については、「免除届出書」等を提出することによりその納付は免除されます。 ・相続税の納税猶予の適用を受けるには、都道府県に「円滑化法の確認」の申請をし、確認を受ける必要があります。 ・相続税の申告が必要です。 ・贈与されたその株式について、贈与時の評価額により、他の相続財産と合算して相続税を計算します。
相続 後	・引き続き、都道府県に「年次報告書」（贈与税の申告期限から5年が経過していない場合のみ）、税務署に「継続届出書」を定期的に提出する必要があります。 ・株式を売却したり、会社を解散したりした場合、その割合だけ納税猶予が打ち切れ、相続税及び利子税を納付しなければなりません。（一定の場合、一部免除されます。）

<その他> ・中小企業法に定める中小企業者が対象となります。



制度の利用には、
精通した税理士のサポート&早めの対応が必要不可欠です。

ご相談・お問い合わせ・・・

税理士法人エム・エム・アイは「**認定経営革新等支援機関登録事務所**」として登録されており、
事業承継に関するさまざまな制度を活用したプランをご提案・ご支援いたします。
貴社に最適な事業承継の方法と一緒に考え、手続きまでしっかりサポートいたします。

☎: 03-3778-2311 ✉: info@m-m-i-g.com

ご不明点やご相談などございましたら、
担当の監査スタッフまたは営業スタッフまで、どうぞお気軽にご連絡ください。